

平26福情答申第2号

平成26年6月9日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(総務企画局行政部情報公開室)

福岡市情報公開審査会
会長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成25年10月17日付け情公第327号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「個人情報に係る事故報告書」の一部公開の件

答 申

第1 審査会の結論

「個人情報に係る事故報告書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）については、非公開とした部分のうち、別表に示す部分は公開とすることが妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成25年8月1日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成25年7月23日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成25年8月1日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成25年9月24日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 通常、決定通知書に「個人の特定につながる情報」について非公開とする旨の記載があれば、これは流出事故の対象者そのものを指していると一般的には解されるが、実際に文書を閲覧したところ、それとはおよそかけ離れた中学校

長の氏名や中学校長の印影などの情報が非公開になっており、「公開しない部分」及び当該「部分を公開しない理由」を提示すべき義務に明確に違反している。しかも、「公開しない部分の概要」において、「個人の特定につながる情報」については、何ら理由の記載がなく、理由提示義務に反することは明白である。

- (2) また、個人情報が出た中学校の校長の氏名を公開しても被害者が特定されるとはおおよそ考えられず、これは、流出事案自体を隠蔽したい福岡市当局の思惑に基づくことが明らかである。
- (3) このようなずさんな処分を、情報公開及び個人情報保護を所管する「総務企画局行政部情報公開室」が行ったことは、福岡市政の後進性を証するもので大変深刻である。
- (4) さらに、全く同じ形態による流出事件の再発という事態が生じており、社会的に見ても到底許されるものではなく、今後、情報漏えい事案が生じた場合は規模にかかわらず、当該事実を速やかに報道発表するとともに、実効性を伴う再発防止策を検討すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成25年11月22日付け弁明意見書及び同年12月20日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものである。本件異議申立てを踏まえて、再度検討した結果、下記の部分については公開することが相当と考えるが、その余の部分については正当かつ妥当な処分である。

- ・平成20年9月8日付の事故報告書における店名、店住所
- ・平成23年4月26日付の事故報告書における警察署名
- ・平成23年9月27日付事故報告中の区、警察署名

(2) 本件対象文書について

ア 個人情報に係る事故への対応について

福岡市において、その保有する個人情報が記録された書類、データ等の流

出、紛失等の事故が生じた場合の対応については、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）の規定に基づき、福岡市個人情報保護事務取扱要綱の規定及び「個人情報流出等の事故対応について」（平成21年4月改定）の対応要領により、当該事故に係る事務担当課が行うべき事故対応の実施手順を定め、当該事務担当課は、事故のてん末について、事故の対応終了後、情報公開室（及び必要に応じ情報システム課）に事故の報告書（以下「事故報告書」という。）を作成し提出することとしている。

イ 事故報告書について

事故報告書については、様式を定めており、その記載内容は、事故が生じた（生じたと考えられる）時期、事故の経緯（内容及びその原因）、事故の規模（対象個人情報の件数・項目及びその重要度）、事故の対応、今後の対策（個人情報の管理体制の見直し及び再発防止策等）、事務担当課、備考の記載となっている。

ウ 本件対象文書について

本件対象文書については、本件請求の内容が「個人情報に係る事故報告書（保管されている分）」であるため、前記アのとおり、それぞれの個人情報に係る事故ごとに、各事務担当課が作成の上、情報公開室に報告し、保管されている平成20年度分から請求日である平成25年度7月23日までの事故報告書（保存年限5年）を本件請求に係る対象文書として特定している。

(3) 本件決定について

ア 条例第7条第1号によれば、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、非公開情報とされている。そして、本件公文書中に記録されている内容には、特定の個人が識別される情報である流出事故の対象者の氏名、住所、連絡先等が含まれている。したがって、当該部分は、条例第7条第1号に該当すると判断したものである。

イ また、事故報告書中の学校名・校長名等については、直接個人の氏名や住所を指すものではないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識

別することができることとなる情報である。学校名、学年、組及び学級の人
数を照合することで流出事故の対象者の特定につながる可能性がある。ま
た、流出した情報は児童生徒に関するものであり、例えば、児童虐待に係る
親が児童生徒を探しているような場合等、その保護を図るといった教育上の
配慮から、流出事故の対象者の特定につながるおそれを極力なくすために、
「個人の特定につながる情報」として厳しく判断したものである。

ウ なお、弁明時に公開が相当とした部分については、再度慎重に検討を行っ
た結果、警察署名や区名は対象となる範囲が広く、当該事故報告書中におい
て、公開をしたとしても流出事故の対象者を特定することはできないと判断
したものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、福岡市において、その保有する個人情報記録された書類、
データ等の流出、紛失等の事故が生じた場合（事故が生じたのではないかと疑
いを抱いた場合を含む。）に作成され、主な内容としては、一般に、事故が生
じた（生じたと考えられる）時期、事故の経緯（内容及びその原因）、事故の
規模（対象個人情報の件数・項目及びその重要度）、事故の対応、今後の対策
（個人情報の管理体制の見直し及び再発防止策等）で構成されている。
- (2) 実施機関は、本件対象文書のうち、氏名、住所、その他個人の特定につな
がる情報については、条例第7条第1号に該当するとの理由により非公開とし
たものである。
- (3) なお、本件決定に係る決定通知書の作成については、当審査会の事務局であ
る総務企画局行政部情報公開室（以下「情報公開室」という。）で行われてい
るが、本件請求に係る対象事案が108件に及び文書作成課が60課以上に分かれ
るため、当該文書作成課で公開・非公開の判断を行った上で、事務処理上、情
報公開室がとりまとめて決定通知書の作成を行ったことが認められる。また、
福岡市情報公開事務取扱要綱第5の2によると、公文書の所管、すなわち、事
務担当課の特定については、原則として公文書を現に管理している課を事務担

当課とし、公文書を作成した課及び公文書を取得した課がある場合など、複数課に当該公文書が存在する場合は、当該公文書を作成した課をもって事務担当課とすることとしている。そのため、本件においては、各文書作成課が事務担当課になるが、事務担当課が多岐にわたるため、事故報告書の宛先である情報公開室が取りまとめている。しかしながら、事故報告書の記載内容の公開・非公開の判断自体については、取りまとめを行った情報公開室ではなく、事故報告書を作成し、その記載内容に係る事務を所管している各課、すなわち、事務担当課が行っていることが認められる。

また、以上の経緯を踏まえて、実施機関が提出する弁明意見書の取扱いについても、情報公開室が取りまとめを行っているが、各事故報告書の公開・非公開の判断に係る弁明意見の内容自体は、それぞれの事務を所管する各課が行っているものと認められる。

よって、当審査会は、本件対象文書における実施機関の担当課は、情報公開室であるが、各事故報告書に係る事務の所管に基づき、公開・非公開の判断そのものは、各事務担当課が行い、情報公開室が行ってはいないと認められるため、通常どおり、本件についても当審査会の事務局として取り扱うこととする。

2 条例第7条第1号の規定について

条例第7条は、実施機関は、公文書に同条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない旨を定めている。本件対象文書に関しては、同条第1号に定める非公開情報該当性の有無が争点となっていることから、当該規定について述べると、次のとおりである。

- (1) 条例第7条第1号柱書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。
- (2) もっとも、条例第7条第1号は、本文に該当するものであっても、同号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定している。

まず、同号ただし書のアの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開とする情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

次に、同号ただし書のイの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、同号ただし書のウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

3 学校名・学校長名等の条例第7条第1号該当性について

本件対象文書のうち、実施機関が非公開とした部分について、まず、異議申立人が主張する学校長名や学校長の印影等の情報について、条例第7条第1号該当性を検討する。

(1) 個人の識別性について（条例第7条第1号柱書前段）

ア 一般に、学校長の氏名や学校長の印影については、条例第7条第1号ただし書のウに該当し、公開とすべき情報である。この点に関し、実施機関は、本件対象文書である事故報告書中の学校名や学校長名については、これを公表することにより、流出した個人情報に係る対象の児童生徒が誰であるのか特定されるおそれがあるから、「個人の特定につながる情報」に当たると主張している。

イ そこで、まず条例第7条第1号本文でいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報に該当するか否か

という観点から検討する。

① 照合の対象となる「他の情報」については、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいう。

② 各学校に関する情報としては、毎年、福岡市教育委員会が教育統計年報及び児童生徒数等一覧表を作成し、福岡市内の各学校の名称、各学年の学級数と児童生徒数を公表していることが認められる。

ウ しかしながら、事故報告書に記載されている流出規模等の児童生徒数を示す数字と、学校長名等、及び児童生徒数等一覧表とを総合して判断すると、児童生徒数が少数である等の特徴がある場合を除いては、学級までを特定できるとはいえない。

また、特徴がある場合であっても、特定可能な範囲としては学級単位までであり、流出した個人情報に記載された児童生徒を具体的に特定することまではできない。

したがって、この点に係る実施機関の主張は失当である。

(2) 権利利益の侵害について（条例第7条第1号柱書後段）

ア 学校長の氏名や学校長印影から、学校名等が特定されたとしても、児童生徒の個別の識別性がないことは前記のとおりであるが、次に、条例第7条第1号柱書の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、その該当性を検討する。

当該規定については、通例、カルテや反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するものがこれに当たると解されている。しかしながら、本件のように、必ずしもそれ自体が前記のような個人の人格と密接に関わる情報とは断言できない場合であっても、なお、その状況に鑑み、個人の権利利益を害するおそれがないかどうかを検討する余地はあるといえる。

イ すなわち、事故報告書中の福岡市立小中学校に関していえば、学校名や学校長名を公開することがそのまま個人の特定につながるとはいえないと

はいえ、これによって通学区域が限定されることになる上、学級単位まで特定がなされれば、近隣住民や近親者等にとって、学校名や学校長名などから児童生徒個人を特定することは比較的容易であると考えられる。そうすると、流出した情報に記載された当該児童生徒及びその保護者においては、自らの在学情報が流出したという事実を他人に知られ得る状態に置かれていることとなる。

公立の小中学校において、児童生徒の在学情報は、当該児童生徒及び保護者の地域との結びつきが密接である。例えば、就学援助関係の情報が流出した場合は、当該家庭の経済状況といった、プライバシーに深く関わる情報が流布するおそれと考えられ、さらに、特に深刻な事態としては、家庭内暴力や児童虐待などといった事例のように、居住地等が判明することで、人の生命に関わる重大な事件に至っている場合もある。こういった近年の社会状況を考慮すると、本件においても、前記アのような観点から、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、こうした意味での個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するか否かを検討する必要があると考えられる。

ウ 他方で、福岡市立小中学校における児童生徒の個人情報の漏えいに係る事故報告書のうち、その非公開部分を公開した場合でも学校の特定に至るとは想定し難いものについては、そのような権利利益の侵害の恐れは通常考えられないから、公開すべきである。

エ 上記イで述べたとおり、福岡市立小中学校において児童生徒の個人情報の流出等があった場合、特定の児童生徒の在学関係と当該児童生徒及び保護者の居住関係は密接であることが認められる。したがって、児童生徒の在学情報についての個人情報の漏えい事故を契機として、児童生徒及び保護者の権利利益が侵害される可能性に鑑みると、一定の児童生徒の在学状況につながる情報そのものはもとより、その手掛かりとなり得る情報が公開された場合には、家庭内暴力や児童虐待などの問題を家族の中で抱える児童生徒に関して、関係者が児童生徒本人やその家族を探索する端緒として利用されるおそれがあることは否定できない。

さらに、個人識別性の点を措いても、児童生徒本人やその家族においては、

一定の情報が公開されると、自らの在学状況や所在を知られてしまうのではないかという不安や恐怖を著しく助長し、それが現実化するのを避けるために、転校を余儀なくされるなどの恐れも十分に考え得るところである。

このように、在学情報は、児童生徒の置かれている状況等によっては、極めてセンシティブな（鋭敏で慎重に扱われるべき）側面を有することになるものであるから、在学情報につながるものは、たとえそれが断片的な情報であっても、校区及びその周辺に流布している情報等と結び付くとともに、当該個人情報の対象者及び保護者等の懸念との関係において、個人の権利利益を侵害するおそれがあるものと言わざるを得ない。

したがって、かかる情報については、直ちに個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、非公開とすることが妥当であると解される。

なお、本件決定における非公開部分については、前記のとおり、断片的な情報であっても考慮すべきであるとはいえ、校区などの一定の地域すら特定できないものは、そのような意味における個人の権利利益を害するとまではいえず、これらをも包括的に非公開とすることは妥当ではない。

そのため、上記該当性の検討に際しては、個別特定性の程度、地域近接性の程度、センシティブ性への配慮の必要性について、各事故報告書の記載内容と非公開部分とを総合的に勘案し、個別的に判断を行うこととする。

4 各事故報告書の非公開部分と条例第7条第1号該当性について

上記の判断枠組みを踏まえ、以下、非公開部分がある事故報告書34件について、個別的に検討を行う。

(1) 平成20年5月14日付けの事故報告書（こども未来局関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、特定個人の氏名であり、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(2) 平成20年9月8日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分のうち、学校名、校長名、校長印影については、校区の特定につながるため、前記3の(2)により、非公開が相当であり、その

余の非公開部分である店舗名とその所在地については、店舗の利用者は限定されず、そこから流出事故の発生した学校の特定もできないため、公開すべきである。

(3) 平成20年11月12日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分のうち、学校名、校長名、校長印影については、校区の特定につながるため、前記3の(2)により、非公開が相当である。

(4) 平成20年11月21日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分のうち、学校名、校長名、校長印影については、校区の特定につながるため、前記3の(2)により、非公開が相当である。

(5) 平成20年12月26日付けの事故報告書（住宅都市局関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、特定個人の氏名であり、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(6) 平成21年4月7日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分のうち、学校名、校長名、校長印影については、校区の特定につながるため、前記3の(2)により、非公開が相当である。

(7) 平成21年4月17日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分のうち、学校名、校長名、校長印影については、校区の特定につながるため、前記3の(2)により、非公開が相当である。また、交番の名称も特定の校区を推測させるため、同様に非公開とすべきである。なお、学年、組については、既に学年全体の生徒数及び名票枚数が公開されていることに加えて、教育統計年報が公表されていることを勘案すると、学年は非公開とし、組については、公開すべきである。

(8) 平成21年11月13日付けの事故報告書（博多区関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、地域ボランティア団体の名称及び同団体の代表者名であるが、公開すると、個人が特定され、当該事故をめぐる経緯の当事者であることが公になることから、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(9) 平成21年11月26日付けの事故報告書（保健福祉局関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、特定個人の氏名であり、条例第7条第1

号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(10) 平成22年6月24日付けの事故報告書（中央区関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、特定個人の氏名及び他の情報とあわせて個人が特定され得る情報である住所の一部であり、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(11) 平成22年7月26日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学年のみであり、既に公開されている部分を踏まえても、学校の特定につながらないと認められるので、公開が相当である。

(12) 平成22年8月17日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学年のみであり、既に公開されている部分を踏まえても、学校の特定につながらないと認められるので、公開が相当である。

(13) 平成22年10月7日付けの事故報告書（住宅都市局関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、福岡市営住宅の住宅名であり、既に部屋番号が公開されていることから、住宅名を明らかにすると、個人の特定につながり、当該事故をめぐる経緯の当事者であることが公になることから、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(14) 平成22年12月28日付け（市立学校関係・福岡市教育委員会発達教育センター宛）の事故報告書について

当該事故報告書の非公開部分は、福岡市立特別支援学校の学校名、校長名、校長印影及び教諭名であり、その性質及び学校数、児童生徒数が限られていることを勘案すると、前記3の(2)により、非公開が相当である。

(15) 平成22年12月28日付け（市立学校関係・福岡市教育委員会教職員第2課宛）の事故報告書について

当該事故報告書の非公開部分は、福岡市立特別支援学校の学校名、校長名、校長印影及び教諭名であり、その性質及び学校数、児童生徒数が限られてい

ることを勘案すると、前記3の(2)により、非公開が相当である。

(16) 平成23年1月4日付けの事故報告書（南区関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、特定個人の氏名及び住所であり、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(17) 平成23年1月21日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、福岡市立特別支援学校の学校名、校長名、校長印影及び教諭名であり、その性質及び学校数、児童生徒数が限られていることを勘案すると前記3の(2)により、非公開が相当である。

(18) 平成23年4月26日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学年と警察署名であり、警察署については、管轄が広く、当該警察署名から流出事故の発生した校区の特定はできない。また、学年についても、既に公開されている部分を踏まえても、学校の特定につながらないと認められる。したがって、これらについては公開が相当である。

(19) 平成23年9月27日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、区名と警察署名であり、前記(18)と同様に、既に公開されている部分を踏まえても、学校の特定につながらないと認められるので、公開が相当である。

(20) 平成23年9月29日付けの事故報告書（城南区関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、特定個人の氏名、住所、年齢及び事故が発生したと考えられる場所、並びに民生委員の氏名、住所、委嘱日、所属地区、民生委員・児童委員協議会名及び同会長名であって、これらが公開されれば、当該事故をめぐる経緯の当事者であることが明らかとなることから、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(21) 平成23年11月16日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分のうち、学校名については、前記3の(2)により、非公開が相当である。また、学年についても、既に学年全体の生徒数が公開されている上、教育統計年報が公表されていることを勘案すると、非公

開が相当である。

(22) 平成24年3月30日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分のうち、交番の名称については、特定の校区を推測させるため、前記3の(2)により、非公開が相当である。また、組については、組数が特に多い場合は学校の特定につながるため、非公開が相当である。他方、学年については、既に公開されている部分を踏まえても学校の特定につながらないと認められるので、公開が相当である。

(23) 平成24年5月30日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学校名と学年であり、学校名については、前記3の(2)により、非公開が相当である。また、本件は就学援助申請に係るものであって、児童生徒及びその保護者の経済状況に深く関わるものであることから、特に配慮を要すると認められ、学年についても、非公開が相当である。

(24) 平成24年10月16日付けの事故報告書（こども未来局関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学校名であるが、留守家庭子ども会で活動する有償ボランティアである補助指導員の報酬に係るものであり、学校名が特定されることで個人の特定につながることから、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(25) 平成24年11月1日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学校名と学年であり、学校名については、前記3の(2)により、非公開が相当である。また、本件は就学援助申請に係るものであって、児童生徒及びその保護者の経済状況に深く関わるものであることから、特に配慮を要すると認められ、学年についても、非公開が相当である。

(26) 平成25年1月22日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学年のみであり、既に公開されている部分を踏まえても、学校の特定につながらないと認められるので、公開が相当である。

(27) 平成25年2月25日付けの事故報告書（経済観光文化局関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、特定個人の氏名であり、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(28) 平成25年3月4日付けの事故報告書（こども未来局関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学校名であり、前記3の(2)により、非公開が相当である。

(29) 平成25年3月27日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学年のみであり、既に公開されている部分を踏まえても、学校の特定につながらないと認められるので、公開が相当である。

(30) 平成25年4月9日付けの事故報告書（福岡市住宅供給公社関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、福岡市住宅供給公社職員の身分上の取扱いに関する記述であり、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書のウにいう公務員等の職務遂行情報とも認められないため、非公開が相当である。

(31) 平成25年5月1日付けの事故報告書（こども未来局関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、区名と郵便局名であるが、3歳児健診については対象者が限られるため、公開すると、個人が特定され、当該事故をめぐる経緯の当事者であることが公になることから、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(32) 平成25年5月9日付けの事故報告書（早良区関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、特定個人の住所と氏名、電話番号であり、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(33) 平成25年6月20日付けの事故報告書（早良区関係）について

当該事故報告書中の非公開部分は、特定個人の氏名であり、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開が相当である。

(34) 平成25年7月10日付けの事故報告書（市立学校関係）について

当該事故報告書の非公開部分は、学校名と学年であり、学校名については、

前記3の(2)により、非公開が相当である。また、本件は就学援助申請に係るものであって、児童生徒及びその保護者の経済状況に深く関わるものであることから、特に配慮を要すると認められ、学年についても、非公開が相当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、このほか、個人情報流出事故について、実効性を伴う再発防止策の検討を実施機関に求めている。しかし、当該主張は本件決定の妥当性に関するものではなく、当審査会の判断を左右するものではない。

6 付記

本件決定についての当審査会の判断は以上のとおりであるが、事故報告書の在り方について付言する。

福岡市個人情報保護条例第13条は、「実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定している。これは、漏えい等の事故が発生した場合に、実施機関において、適切な処理を行うために、当該事故の概要、経緯などの状況の把握及び事故への対応策の遂行をとりまとめ、概要を報告するとの趣旨であり、その作成及び報告は、事故についての適切な対応と将来への予防に資するものと認められる。

しかるに、本件対象文書である個々の事故報告書を見分したところ、事務担当課によって、また、同じ事務担当課内でも、事故報告書の記載内容が統一されていないものが認められる。したがって、当審査会としては、条例第41条に定める公文書の適正な管理という観点に立ち、事故の内容と責任の所在を明確にし、再発を防止するといった事故報告書の趣旨目的に沿って、その記載内容を検討されるよう要請する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年10月17日	実施機関からの諮問
平成25年11月22日	実施機関が弁明意見書を提出
平成25年11月25日	審議
平成25年12月20日	実施機関より意見聴取
平成26年1月20日	審議
平成26年2月20日	審議
平成26年3月27日	審議
平成26年4月17日	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏，井上禎男，勢一智子，錦谷まりこ

別表

対象事故報告書	公開すべき部分
平成20年 9 月 8 日付けの事故報告書 (市立学校関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ア欄, イ欄の全て
平成21年 4 月17日付けの事故報告書 (市立学校関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ イ欄 1 行目11文字目及び15文字目 ・ ウ欄 4 文字目及び 8 文字目
平成22年 7 月26日付けの事故報告書 (市立学校関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て
平成22年 8 月17日付けの事故報告書 (市立学校関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て
平成23年 4 月26日付けの事故報告書 (市立学校関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て
平成23年 9 月27日付けの事故報告書 (市立学校関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て
平成24年 3 月30日付けの事故報告書 (市立学校関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウ欄 1 行目 2 文字目
平成25年 1 月22日付けの事故報告書 (市立学校関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て
平成25年 3 月27日付けの事故報告書 (市立学校関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て